

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る
緊急措置事業の継続等について

令和5年6月30日（金）

<環境省・茨城県同時発表>

環境省 大臣官房 環境保健部
環境安全課 環境リスク評価室
代 表 03-3581-3351
直 通 03-5521-8263
室 長 清水 貴也
主 査 齋藤 あき

茨城県 保健医療部 健康推進課
茨城県同時発表>直 通 029-301-3220
課 長 塙 清美（内線 3340）
課長補佐 大竹 美記（内線 3221）

環境省では、茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業について、要綱等を改正し、令和5年7月以降も継続することといたしました。住民の皆様には、本事業の継続等について書面でお知らせいたします。御質問等については、環境省が対応いたします。

1. 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業の継続について

ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等について、臨床医学等の見地から総合的に検討を行うため、令和5年6月21日に令和5年度第1回「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」を開催し、「茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業について、継続が必要である。」とのご意見をいただきました。これを踏まえ、環境省は緊急措置事業を令和5年7月以降も継続することとしました。

<緊急措置事業の概要>

ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者に対して、健康診査を行うとともに、医療費及び療養に要する費用を支給することにより治療を促し、並びに当該者のうち著しくジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資することを目的とします。

(1) 対象者

茨城県神栖市におけるジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された方

(2) 事業内容

(給付内容)

医療手帳の交付		医療費(自己負担分を公費負担) 療養手当通院:月 15,000 円、 入院:月 25,000 円)(併給なし) 健康診査(公費負担)
特に汚染の著しい井戸水の飲用者 →健康管理調査の実施 (健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施。病歴、治療歴等の調査を初年度に実施。)	入院歴なし	健康管理調査費用(月 20,000 円) 健康管理調査協力金(300,000 円)【平成 15 年度当初】
	入院歴あり	健康管理調査費用(月 20,000 円) 健康管理調査協力金(700,000 円)【平成 15 年度当初】
小児期にばく露され、相当程度の精神遅滞への影響が見られた者(H23 年度～) →精神発達調査の実施(精神発達等に係る報告票の提出等による調査を実施。)		精神発達調査費用(月 50,000 円)

(その他)

小児支援体制整備事業の実施(H20 年度～) (医療手帳の交付を受けた 15 歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象。なお、現に支援を受けている者に対しては、15 歳を超えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判断されるまで支援を続ける。)	一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う。
--	--

2. 今後の見直しについて

緊急措置事業については、令和 11 年 3 月を目途に見直しを検討することとします。

3. 住民説明会について

書面でお知らせいたします。

4. 添付資料

- ・資料 1 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱
- ・資料 2 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領
- ・資料 3 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱に関する新旧対照表
- ・資料 4 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領に関する新旧対照表
- ・資料 5 ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会の意見

添付資料は環境省報道発表資料 (https://www.env.go.jp/press/press_01787.html) から御確認をお願いいたします。